

安全・安心で豊かな学校施設 づくりの推進について

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設企画課

平成22年10月

はじめに一学校施設の役割とは

- 児童生徒等の生きる力をはぐくむための教育環境
- 児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場
- 地域の拠点であり、災害発生時の応急的な避難場所

⇒ 安全・安心で豊かな学校施設づくりを推進
(教育条件整備)

(参考)

○ 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)(抄)

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

文部科学省の取組の例

- 学校施設に係る技術的助言

(例) 学校施設整備指針、新たな学校施設づくりのアイデア集、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備について(報告書)、学校施設における事故防止の留意点について(報告書)、アスベスト実態調査 など

- 研修、連絡会議等の開催

(例) 公立学校施設技術者研修会、省エネ連絡会議 など

- 設置者への財政支援

(例) 安全・安心な学校づくり交付金 など

調査研究協力者会議

- 趣旨： 学校施設の在り方等について調査研究を行い、その成果の公表・普及を通じ、安全・安心で豊かな学校施設づくりに資する。
- 構成： 協力者20名、特別協力者2名
- 平成22年度の検討課題
 - 高校・特別支援学校施設整備指針改訂に向けた検討
 - 環境教育に活用できる学校づくり実践事例集の作成
 - その他

協力者会議の成果の例

- 平成21年度の実績

- 整備指針関係

- 小・中学校施設整備指針の改訂

- 幼稚園施設整備指針の改訂

- 新たな学校施設づくりのアイデア集の取りまとめ

- (-事例集(幼稚園、小・中学校)の取りまとめ)

- エコ関係

- 既存学校エコスクール化の事例集の取りまとめ

- CASBEE学校(※平成22年9月29日に公表)